号外第四十号

平成一 三十六年 三十六年 三十六年

次

目

公安委員会

委託講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則..... 青森県道路交通規則の一部を改正する規則. (運転免許課) ... | 同 ·

公 安 委 員

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年五月十九日

青

青森県公安委員会委員長 今 井 高

志

青森県公安委員会規則第六号

青森県道路交通規則の一部を改正する規則

うに改正する。 青森県道路交通規則 (平成十年九月青森県公安委員会規則第七号) の一部を次のよ

習」を加える。 第三号中「特定失効者講習」の下に「又は同項第三号の規定による特定取消処分者講 第二条第三項第一号中「事務に限る。)」の下に「、むつ警察署長」を加え、同項

第二十七条の四第一項中「第二十九条の二第二項」 を「第二十九条の二第三項」 に

対する講習 (以下「取消処分者講習」という。) を」に、同条第二項中「取消処分者 第三十一条第一項中「取消処分者講習を」を「取消処分者等又は準取消処分者等に

(

講習終了証書」を「取消処分者講習終了証明書」に改める。

を 、 定取消処分者講習」に改め、 者に対する講習 (以下「特定失効者講習」という。) 」を「、特定失効者講習又は特 第三十九条の見出しを「 (更新時講習等) 」に改め、同条第一項中「又は特定失効 特定失効者講習又は特定取消処分者講習」に改め、 特定取消処分者講習を受けようとする者 特定取消処分者講習受講申請書 (別 同条第二項各号列記以外の部分中「又は特定失効者講習」 同項に次の一号を加える。

記様式第三十四号の三)

くは特定取消処分者講習」を加え、同条に次の一号を加える。 第四十条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「特定失効者講習」の下に「若し

三 法第八十九条の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十歳以上 の特定取消処分者講習を受けようとする者 特定取消処分者講習受講申請書 (別

別記様式第二十号の二を次のように改める。

記様式第三十四号の三)

別記様式第二十四号を次のように改める。

とができる。		ex et	署名するこ		代る名	とと	る縦こ長	日 A 4	が推発格	及り乗り	こと。 記載し及び押印することに代えて、 日本工業規格A4続長とする。	17.	一人には、またまたまたまた。	※印は記入しない 申請者は、氏名を 用紙の大きさは、		洋 2 3
																並
																1 點 付
																証 紙
																∀ ₹
																声
												用	施	型料	華	- *
												Ш	Я	$\mathbb{I}_{\widetilde{P}}^{\widetilde{q}}$	===	*
		4	原付		部〉	二輪		⊞ <i>γ</i>	四輪			渔	の車	る講習の車種	希望する	皓
	しに強	L LE	<u>4</u>	ጏ	奉			帣	涶	型	型					
	神	大型	Ţ.	戸	÷	道	大中	\times	事	-	$_{\rm imes}$	別	種	桿	免	
																平
										第		中			番	免
		NV	委員会	公安委員会	2							於	: 委員	公安	交付	
	知機]	認	4	に規え	7	25 25 26 27	通	寒	9	§97 <i>\$</i>	。,接	(道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査) 申請します。	(道龍	換めると	認知機能検査(道路交通? を受けたいので申請します。	認受
	<u></u>					畑		1 1								
	Э		併		ш	2 名 手月日	氏 名	弄	申請者							
						<u>미</u>	À					霽	H Ak	安委	青森県公安委員会	珊
	Щ	单	4%													
					11/14	-⊞ =₩	液	(人)	部一級	知機能檢查受檢申請書	题 .			t	1	1
								N	ے ا	8	(知り7冬のり間灰)		<u>п</u> 9 с	د ا د	日間 海上部 O 日 P O O B	一世れ

県収入証紙貼付欄 * * * Ħ ሞ 免 が消費 別記様式第24号(第31条関係) 1 ※印欄は、記入しないこと。 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、 3 申請前6ヶ月以内に撮影した、無帽、正面上三分身、 0 長さ2.4センチメートルの写真2枚を添付すること。 4 本籍・国籍等には、日本の国籍を有する者は本籍を、 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。 路請 罪 읦 準取消処分者等 欠格期間満了の日(処分相当期間) 取消処分者等 欠格期間満了の日 免 \Rightarrow 6 交通法第一人ます。 4 4 罪 $\mathbb{D}_{\overline{N}}$ Ø 第108条の2第1項第2 於 糶 撰 9 Ш (処分期間) 袠 9 櫯 骤 # ш 重 -# 政 漜 炒 쾖 消処分 田 妆 \times 本籍·国籍等 者講習 型 -1 号の規定による 四輪 併 通 帯 中籍金 苯 併 併 併 \times 大自二 署名することができる。 無背景の縦の長さ3.0センチメートル、 その他の者は国籍等を記載すること。 Д Ы 訓 音目に 取 1111 || 轍 华 ÷ 治 Ш 処分者講習を受けたいの Ш Ш 併 付 戸 けん団 1> 撰 Ш 大型二 椴 中型に 原付 Ш 炒 普通ご $\overset{\text{\tiny \mathbb{H}}}{=}$ $\hat{\mathbb{H}}$ # 大特ご (1) けるこ

3.0 センチメートル、横の長さ2.4 センチメートルのものとする。

写真は、講習前6月以内に撮影した、無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ

実施機関は、交付する「公安委員会名」又は「指定講習機関名及び管理者」と

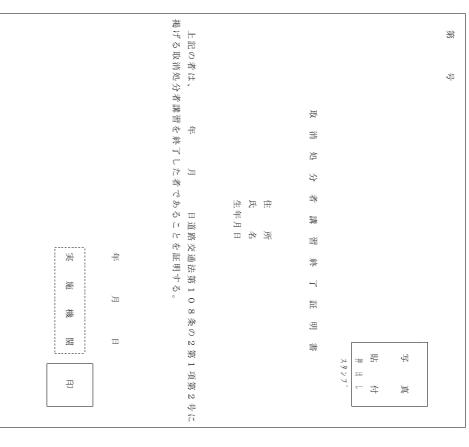
12

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

龠 北上

別記様式第二十五号を次のように改める。

別記様式第25号 (第31条関係)



(免許証の写し)

当は、日本のであるのである。 更新時課者受講申請書 更新時課者をけたいので、青森県道路 の通規則第39条第2項の規定により申請

廂: _

Ę

加

受講済・未受講

2

4

Çī

6 跳:2

聽₹

1 海

2女员

自宅・携帯・勤務先

資 区 举 公

県内

更新 特更 36 32 38

31 落

再交付

. 亡失 汚損等 (可) 汚損等 (不)

新本籍・国籍等

新天名 新フリガナ

新生年月日

明・日本

部門

`#

% 资 件 更 維 攜 完 発 幹 车 適性検査結果表 標 運動能力 在有面 課習区分 受場付所 優良 違反 海风 到回 奉后

別記様式第三十四号を次のように改める。

Ī	游	養	4	#	3	华
L	***		*	_		-,,
AND DESCRIPTION OF THE PROPERTY.				東門衛		更新、更新
	運転免許証更新			東開策		中講習 手数 料貼付棚(梅
1	・講習受講申請書			非常 3		更新時課習手数料貼付欄(欄内にキチンと貼り付けてください。
				東門衛 4		(ください。)
	ľ			= 748		F1
		I	3. 満片男	2.1	M M	24 ₹ リ

2

用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

※印欄は、記入しないこと。

別記様式第三十四号の二を次のように改める。

別記様式第34号の2(第39条、第40条関係)

年 月 初 回 同 高 齢者

別記様式第三十四号の一	
一の次に次の	
一様式を加える。	

別記様式第34号の3 (第39条、第40条関係)

 ○ 年齢が70歳未満の手数料 □ 認知機能検査の受検を必要としない75歳未満の手数料 入 ○ 認知機能検査の受検を必要とする75歳以上の手数料 計 計 付 付 付 付 付 付 付 付 付 付 付 付 付 付 付 付 付 付	※受講種別 □優良 □ 一般 □ 違	受講場所	□ 道路交通法第108条の2第1項第11号 (免許申請書を提出した日における年齢が70歳未満の方) (免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上の方) (免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上の方) の規定による特定取消処分者講習を受けたいので申請します。		青森県公安委員会 殿	特定取消処分者講習受講申請書
<u>田</u> 満の手数料 <u>円</u> 上の手数料 円	反 □ 初回 □ 高齢者		0歳未満の方) 0歳以上の方) で申請します。		年月日	申請書

- 1 ※印欄は、記入しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別表第三中

附 則

この規則は、 平成二十六年六月一日から施行する。

委託講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年五月十九日

青絑県公安委員会委員長 今 井 高

志

青森県公安委員会規則第七号

委託講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則

第 (委託講習等の実施に関する規則の一部改正)

第 つ繰り下げ、第二十号を第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える 条 (九号) の一部を次のように改正する。 第二条中第三十二号を第三十四号とし、第二十一号から第三十一号までを二号ず 委託講習等の実施に関する規則 (平成二十三年十二月青森県公安委員会規則

二十二 特定取消処分者講習 (七十歳以上) 日における年齢が七十歳以上の特定取消処分者に対する講習をいう。 規定する講習のうち、法第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した 法第百八条の二第一項第十二号に

十九 第二条第十九号を同条第二十号とし、同条第十八号の次に次の一号を加える。 ち 特定取消処分者に対する講習をいう。 特定取消処分者講習
法第百八条の二第一項第十一号に規定する講習のう

又は特定取消処分者講習」 歳以上) 又は特定取消処分者講習 (七十歳以上) 」に、「更新時講習又は特定失効 者講習」を「更新時講習、特定失効者講習又は特定取消処分者講習」に改める。 別表第二中 別表第一中「又は特定失効者講習 (七十歳以上)」を「、 「更新時講習又は特定失効者講習」を「更新時講習、 ľ 「又は特定失効者講習 (七十歳以上) 」を ′、特定 特定失効者講習 (七十 特定失効者講習

失効者講習) (又は特定 第二十四号) 更新時・特定失効者講習実施結果報告書 (別記様式 失効者講習 (七十歳以上) 又は特定取消処分者講習 (七十歳以上) 」に改める。

を

分者講習 者講習又は特定取消処 更新時講習、特定失効

報更 告新 書時 (別記様式第二十四号)・特定失効者・特定取消処分者講習実施結果

に改め、 上) 又は特定取消処分者講習 (七十歳以上) 」 別記様式第二十四号を次のように改める。 「又は特定失効者講習 (七十歳以上) _ に改める。 を 、 特定失効者講習 (七十歳以

年

月)

青森県公安委員会 殿

受託法人代表者職名 即

別記様式第24号(第7条関係) 年 日

更新時・特定失効者・特定取消処分者講習実施結果報告書(

区分 優良運転者講習 般運転者講習 違反運転者講習 初回運転者講習 計 合 場所 受講者数 受講者数 受講者数 回数 受講者数 日数 回数 日数 回数 日数 回数 受講者数 日数 日数 回数 免許センター 八戸試験場 弘前試験場 むつ試験場 五所川原 (金木) 和 \blacksquare 沢 辺 地 る が 鰺 沢 青 森 南 戸 外 浜 五. 戸 板 柳 大 間 平 内

以上))、特定任意高齢者講習(シニア運転者講習(七十五歳未満))又は特定任

意高齢者講習 (シニア運転者講習 (七十五歳以上)) の項第三号八中「、刑法第二

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

該当する講習を○で囲むこと。

計

第二条 二百十一条第二項」を「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する 者講習 (七十歳以上) の項第三号八中「、刑法第二百八条の二の罪若しくは同法第 の処罰に関する法律第二条から第六条まで」に改め、 り人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第六条まで」に改め、 傷させる行為等の処罰に関する法律 (平成二十五年法律第八十六号) 第二条から第 第二百八条の二若しくは同法第二百十一条第二項」 者講習 (簡易講習 (七十五歳未満)) 、特定任意高齢者講習 (簡易講習 (七十五歳 せる行為等の処罰に関する法律第二条から第六条まで」に改め、同表特定任意高齢 百八条の二若しくは同法第二百十一条第二項」を「自動車の運転により人を死傷さ 法律第一 若しくは同法第二百十一条第二項」を「自動車の運転により人を死傷させる行為等 指定自動車教習所職員講習 六条まで」に改め、 別表第二停止処分者講習の項第三号八中「、 刑法第二百八条の二若しくは同法第二百十一条第二項」を 委託講習等の実施に関する規則の一部を次のように改正する。 |条から第六条まで」に改め、同表違反者講習の項第三号八中「、刑法第二 同表指定自動車教習所職員講習 (副管理者) の項第二号八中「刑法第二百八条の二の罪 刑法 を「自動車の運転により人を死 (教習指導員)の項第二号二中 (明治四十年法律第四十五号) 同表高齢者講習又は特定失効 「自動車の運転によ

同表

則

傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第六条まで」に改める。

百八条の二の罪若しくは同法第二百十一条第二項」

を「自動車の運転により人を死

1 一十日から施行する。 この規則中第一条の規定は平成二十六年六月一日から、第二条の規定は同年五月

指定自動車教習所職員講習 分者講習の項第三号ハ、 前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。 により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第十四条の規定によりなお従 治四十年法律第四十五号) 第二百八条の二又は第二百十一条第二項 (自動車の運) る法律 (平成二十五年法律第八十六号) 附則第二条の規定による改正前の刑法 する自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関す 第二条の規定の施行前に委託講習等の実施に関する規則第二条第二十七号に規定 |条の規定による改正後の委託講習等の実施に関する規則別表第| 指定自動車教習所職員講習 (副管理者) の項第二号八、 (教習指導員) 高齢者講習又は特定失効者) の罪を犯した者に の項第一 号二、 |停止処

これらの規定を含む。)」とする。

これらの規定を含む。)」とする。

これらの規定を含む。)」とする。

これらの規定を含む。)」とする。

これらの規定を含む。)」とする。

これらの規定を含む。)」とする。

これらの規定を含む。)」とする。

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円四十四銭 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)